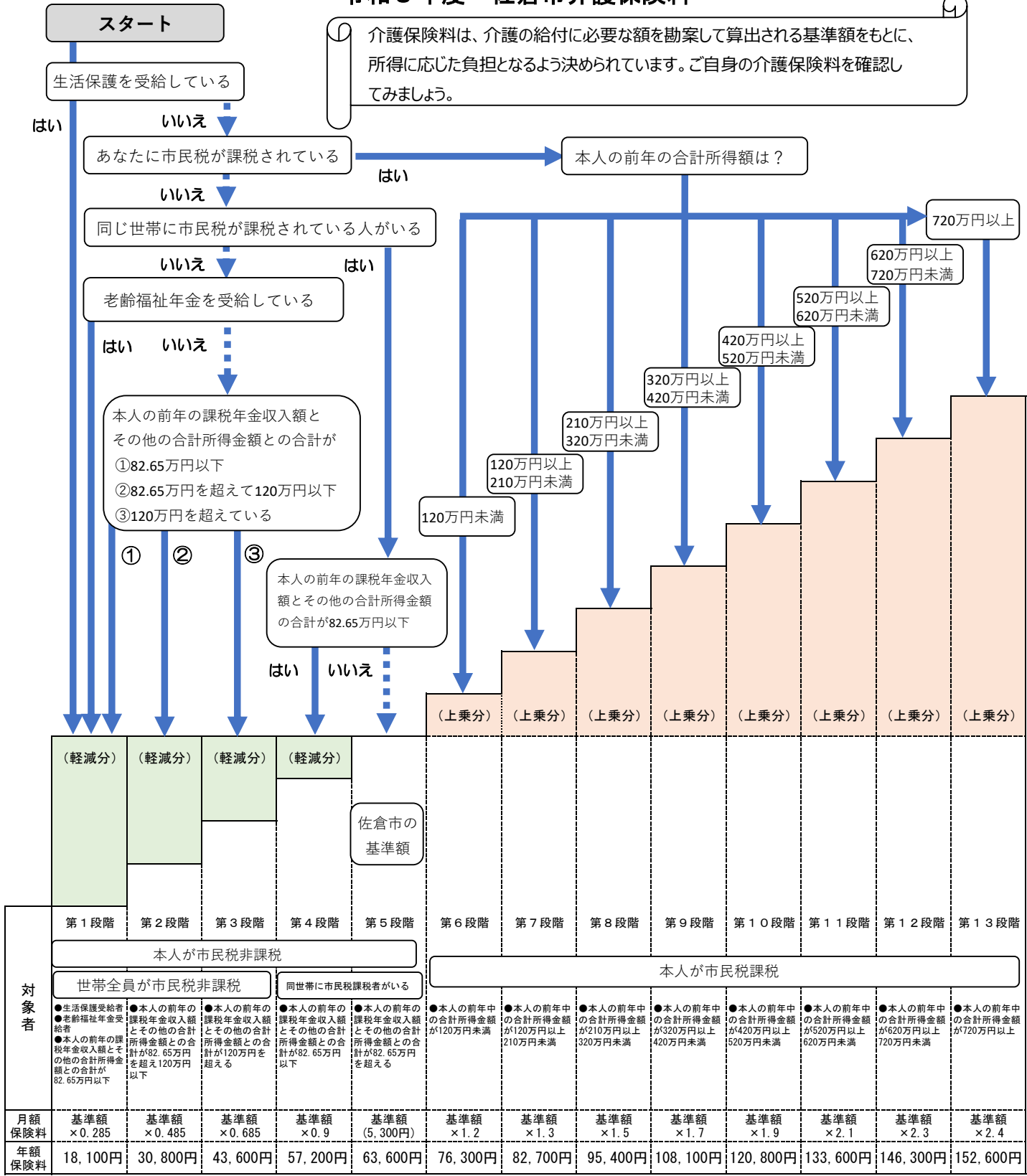


令和 8 年度 佐倉市介護保険料



- 課税年金収入額…障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金収入額です。☑
- 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、基礎控除や医療費控除などの所得控除や繰越控除をする前の金額です。なお、長期・短期譲渡所得がある場合は、それにかかる特別控除額は差し引いて適用します。
- 第1段階～第3段階の年額保険料は、保険料軽減強化により引き下げられています。（第1所得段階は、28,900円から18,100円に、第2所得段階は43,600円から30,800円に、第3所得段階は43,900円から43,600円にそれぞれ引き下げられています。）
- 介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、介護保険法施行令改正があり、令和8年度の介護保険料では、令和7年度税制改正前の給与所得控除額を用いた所得にて算定します。また、本人や世帯の市民税課税状況においても、同様に改正前給与所得控除額を用います。